

議案第109号

下西谷地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律180号)第19条第2項の規程による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年12月13日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成19年 1月 1日現在の地番による。)
大字下西谷字森脇	大字下西谷字森脇のうち51の1及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字下西谷字黒谷	大字下西谷字森脇51の1及びこれと一体をなす国有地 大字下西谷字黒谷の全域
大字下西谷字宮ノ前	大字下西谷字宮ノ前の全域 大字下西谷字河原田405の4から405の10及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字下西谷字河原田	大字下西谷字河原田のうち405の4から405の10及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域